

要件事項	輸入食品監視支援 7N 改変 26-17_食品等輸入届出汎用申請のデータ保存期間延長および審査結果通知の記載変更
機能概要	＜変更前仕様＞ ・「食品等輸入届出汎用申請(IFM)」業務にて申請されたデータについて、検疫所にて受付済となった場合、検疫所と申請者でデータ保存期間に差異があり、申請内容の問い合わせがあった際にシステムで照会できない。 保存期間については以下のとおり。 汎用申請情報:4 日 申請者が添付したファイル:4 日 検疫所が添付したファイル:14 日 ※日祝除く ・「食品等輸入届出汎用申請審査終了(CFL)」業務等にて審査終了後、申請者へ出力される「食品等輸入届出汎用申請審査結果通知(CAG148)」には、検疫所が添付したファイルの保存期間に関する記載がないため、申請者がダウンロード期限を意識できない。
	＜変更後仕様＞ ・受付済となった申請について、添付ファイルも含め一律データ保存期間を 30 日へ延ばす。 汎用申請情報:4 日→30 日 申請者が添付したファイル:4 日→30 日 検疫所が添付したファイル:14 日→30 日 ※日祝除く ・「食品等輸入届出汎用申請審査結果通知(CAG148)」に検疫所が添付したファイルの保存期間に関する文言を追記する。

1. 変更内容

(1) 汎用申請情報の保存期間変更

IFM 業務にて申請された汎用申請情報の保存期間について、「データ保存期間 DB」の設定変更を行い、データの保存期間を変更する。保存期間の変更内容は表 1 の通り。

表 1 データ保存期間

DB	変更前		変更後	
	受付済	差戻し	受付済	差戻し
食品等輸入届出汎用申請 DB	4 日	30 日	30 日	30 日
添付ファイル格納 DB ※申請者が添付したファイル	4 日	30 日	30 日	30 日
添付ファイル格納 DB ※検疫所職員が添付したファイル	14 日	30 日	30 日	30 日

※受付済または差戻しを行った日を含む

※日祝除く

(2) 「食品等輸入届出汎用申請審査結果通知(CAG148)」の変更

審査終了後に申請者へ出力される「食品等輸入届出汎用申請審査結果通知(CAG148)」について、検疫所が添付したファイルの保存期間に関する固定文言を追加する。帳票テンプレート上に固定文言として記載し、審査終了時の検疫所職員によるファイルの添付有無に関わらず文言を出力する。なお、固定文言の追加のみとし出力情報コードの世代上げは行わない。

2. 変更対象業務

なし

3. 利用者影響

なし

4. リリース予定日／サービス開始予定日

(1) 端末資材 : 2026 年 11 月 15 日(日) 4:00